

「難病」「小児慢性特定疾病」指定医療機関の皆様へ

令和8年3月交付分から、名古屋市が交付する特定医療費受給者証及び小児慢性特定疾病医療受給者証の記載を以下のとおり変更しますので、よろしくお願ひします。

●高額療養費の適用区分（所得区分）等の記載を廃止します

健康保険法施行規則等の一部改正により、受給者証への適用区分等の記載を廃止します。

令和8年2月までに交付した受給者証には適用区分等が記載されていますが、適用区分に変更があった場合でも変更交付は行いません。

高額療養費の適用区分及び保険者名、被保険者証の記号・番号につきましては、マイナ保険証によるオンライン資格確認や限度額適用認定証等で確認をお願いします。

オンライン資格確認等ができない場合の適用区分は、以下のとおり取扱ってください。

対象者	適用区分（所得区分）	特記事項への記載
①70歳未満の方	ウ	不要
②70歳以上の方 （ただし③の方を除く）	一般 70～74歳：エ 後期高齢者医療（2割負担）：カ 後期高齢者医療（1割負担）：キ	要
③70歳以上の現役並み所得者※	ア	要

※③は高齢受給者証等の提示により、医療機関において、現役並み所得者であることが確認できた場合。

●指定医療機関の記載を変更します

今までは各指定医療機関の名称・所在地を記載しておりましたが、包括的な記載に変更します。なお、令和8年2月までに交付した受給者証であっても、指定医療機関であればどこでも利用できますので、記載された指定医療機関の変更・追加がある場合でも変更手続きは不要です。